

平成 21 年 度

# 狛江の社会教育

狛江市教育委員会

# 目 次

I	粕江の社会教育	1
1	粕江市教育委員会教育目標	1
2	粕江市教育委員会の基本方針	1
3	平成21年度教育委員会の組織	3
4	社会教育関係予算	4
II	社会教育課（社会教育関係）の事業	7
1	社会教育係の事業	7
2	文化財担当の事業	9
	公民館の事業	11
IV	図書館の事業	15
V	社会教育課（社会体育関係）の事業	18

## 狛江の社会教育

### 1 平成 21 年度狛江市教育委員会教育目標

教育は普遍性を持ちつつ新しい時代に適応する必要があります。教育の責任と権限が市町村へと拡大されつつある今日、狛江市の教育にはより一層、柔軟かつ的確な対応が求められています。

狛江市教育委員会は、この基本を踏まえ、学校教育では、知性、感性、道徳心や、体力等の調和のとれた人間性豊かな子どもたちの成長を目指し、社会教育では自己実現を求めて、自主的、自発的に学ぶ人たちが、文化・スポーツ活動を通して教養を高め、健康の増進を図ることを目指し、次の事項を平成 21 年度の狛江市教育委員会の教育目標と定めます。

互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する市民の育成  
基礎的・基本的な学力を定着させ個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実  
個人や社会の要請にこたえる社会教育の充実  
地域の教育力の向上

### 2 狛江市教育委員会の基本方針

狛江市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の「基本方針」にもとづき教育政策を推進する。

〔基本方針 1 「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成〕

市民は、互いの生命と人格・人権を尊重し、思いやりの心や規範意識を身に付け、社会に貢献する精神をはぐくむことが求められている。

そのため、生命や人権を尊重する教育の充実はもとより、狛江市で行われる人権尊重等の諸活動に対しても、積極的な参加・支援を行う。

- (1) 子どもの教育の基本は家庭にあることを踏まえつつ、学校教育や社会教育等を通して、市民が生命・人格・人権尊重の理念と精神を正しく理解し、子ども・女性・高齢者・障がい者などに関する様々な人権教育が効果的に進められるように努める。
- (2) 自然体験やボランティア活動、交流活動、職場体験など多様な社会体験や学習の機会を取り入れ、社会貢献の精神や豊かな心をはぐくむ教育の充実を図る。
- (3) 子どもたちが、思いやりの心や規範意識を身に付け、人間性豊かで健やかに成長するよう道徳授業の充実や「地域との連携」「小・中学校の連携」など狛江市の特色を生かした教育を推進する。
- (4) いじめ、不登校などの早期発見、早期解決を図るため、スクールカウンセラー、ゆうあいフレンド、教育相談等の諸事業の充実と関係諸機関との連携を図る。

〔基本方針 2 「確かな学力の向上」と「豊かな創造力の伸長」〕

国際化・情報化の進展などの社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの知識・技能と思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのため、わかる授業・魅力ある授業を目指して教員の資質の向上を図ると共に、小・中学校の機能的な連携を推進する。

- ( 1 ) 小学校の一部教科担任制や中学校の二学期制、習熟の程度に応じた少人数指導など、多様な教育活動を推進する。
- ( 2 ) 教員の指導力の向上を図ると共に福祉、環境、食育などの今日的な課題に対する幅広い研修を推進する。また、小・中学校が連携して指導上の内容や方法について継続的な研究・協議の推進を図る。
- ( 3 ) 障がいのある児童・生徒が適切な就学のもとで、個々のニーズに即した教育が受けられるよう、指導・相談体制の整備や施設の充実、保護者や関係諸機関との連携を進め、特別支援教育の推進を図る。
- ( 4 ) 総合的な学習等の授業を有効に活用し、市の歴史や身近な生活・文化を学び、多摩川等豊かな自然に触れ合うことにより、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ。
- ( 5 ) 日本や世界の文化・伝統を学び、国際社会の一員としての自覚を育てる。

〔基本方針 3「誰も」が「親しむ」ことができる社会教育活動の充実〕

市民が自由に学ぶことができる学習環境の整備と、地域の伝統文化の尊重や市民による創造的な文化活動の活発化が求められている。

そのため、自ら学び、文化やスポーツに親しむなどして、人生をより豊かにすごすと共に、郷土に対する理解を深め、愛着や誇りをもって、新しい地域文化の形成に貢献できる環境の整備を図る。

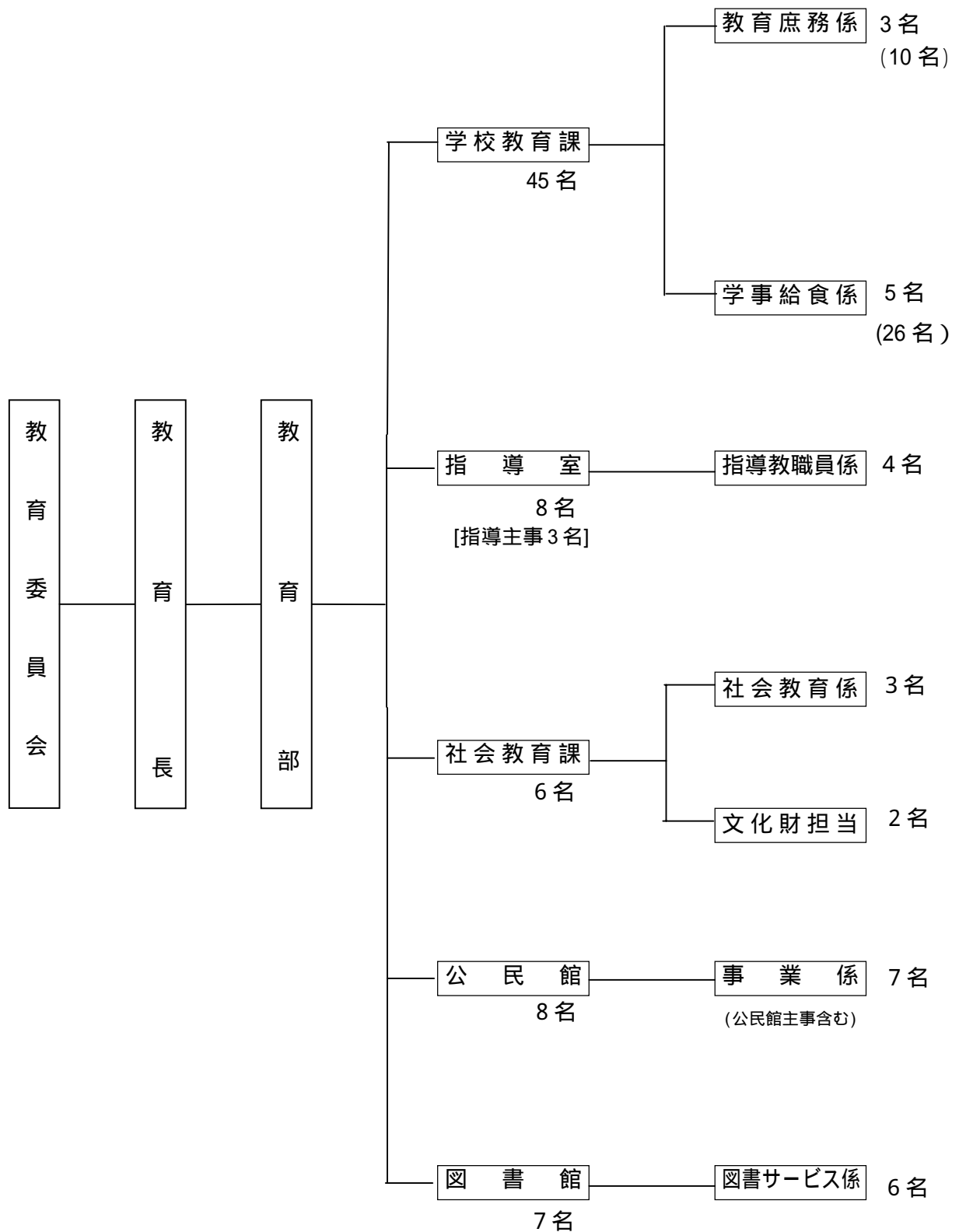
- ( 1 ) 社会教育委員及び社会教育関係団体の主体的な活動の支援を図る。
- ( 2 ) 公民館や図書館などを整備し、学習・交流の機会や情報提供の充実を図る。
- ( 3 ) 社会教育に関わる個人及び団体相互の連携・交流を深めるため、ネットワーク作りの推進を図る。
- ( 4 ) 狛江市に伝わる有形・無形の文化財の保護と文化財の公開・活用を図ると共に、伝統文化などに親しむ機会の提供に努める。
- ( 5 ) 市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、地域スポーツ活動の場の整備を学校施設を含めて行うと共に、スポーツ振興計画の推進、学校の部活動や障がい者スポーツなどに対し、市民スポーツ指導者との連携等に努める。

〔基本方針 4「地域ぐるみで教育を支える体制」の充実〕

地域の教育力の向上を図るため、家庭・学校・地域がそれぞれの責任を果しながら連携し合うことが求められている。このため、学校教育、社会教育はもとより、青少年の健全育成や安全等についても地域社会全体で支え高め合う体制づくりに努める。

- ( 1 ) 家庭・地域の教育力の向上と安心・安全を目指し、学校と地域の一層の連携を図る。
- ( 2 ) P T A や学校運営連絡協議会等との連携や授業公開等の推進により、市民の教育活動への参加の機会の拡充を図る。
- ( 3 ) 教育の質的向上と保護者・地域の信頼にこたえるため学校評価制度の充実を図る。
- ( 4 ) 青少年の健全育成に必要な活動の場の確保と、興味・関心の持たれる行事等の開催を支援する。
- ( 5 ) 市民が、その学習成果を地域のさまざまな場で発揮することができるための支援とその機会の充実を図る。

3 平成 21 年度 教育委員会の組織



4 社会教育関係予算  
 (1) 社会教育関係予算の推移

項 目	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
	教 育 費	教 育 費	教 育 費	教 育 費	教 育 費
一般会計予算総額 (A)千円	22,077,000	21,484,000	21,161,000	22,378,000	21,276,000
教育費予算総額 (B)千円	2,721,011	2,316,145	2,377,922	3,391,644	3,059,575
社会教育費 (C)千円	435,247	448,997	602,036	581,411	610,968
保健体育費 (D)千円	321,705	193,416	389,882	141,822	150,369
民生費 (E)千円 (青少年問題協議会関係費)	0	0	0	0	0
社会教育関係費 (F)千円 (C + D + E = F)	756,952	642,413	991,918	723,233	761,337
教育費対一般会計 予算総額比率 $\left(\frac{B}{A}\right)$ %	12.3	10.8	11.2	15.2	14.4
社会教育関係費対 教育費予算総額 $\left(\frac{F}{B}\right)$ %	27.8	27.7	41.7	21.3	24.9
4月1日現在 人口 (G)人	77,088	76,131	76,850	78,139	77,944
住民一人当たりの 社会教育関係費 $\left(\frac{F}{G}\right)$ 円	9,819	8,438	12,907	9,256	9,768
建築費・用地取得費 (H)千円	0	0	0	0	0
Hを除く住民一人 当たりの社会教育関係費 $\left(\frac{F-H}{G}\right)$ 円	9,819	8,438	12,907	9,256	9,768
イ社会教育関係施設初度調弁備品費 イ 千円	0	0	0	0	0
ロ保健体育関係施設初度調弁備品費( ロ)千円	0	0	0	0	0
H・Iを除く住民一人 当たりの社会教育関係費 $\left(\frac{F-H-I}{G}\right)$ 円	9,819	8,438	12,907	9,256	9,768
職員数 人	21	25	26	29	30
社会教育関係職員人件費 (J)千円	204,842	230,691	228,591	258,656	267,586
H・I・Jを除く住民一人 当たりの社会教育関係費 $\left(\frac{F-H-I-J}{G}\right)$ 円	7,162	5,408	9,933	5,946	6,335
施設管理費 (K)千円	157,465	159,005	166,094	287,387	345,031
H・I・J・Kを除く住民 一人当たりの社会 教育関係費 $\left(\frac{F-H-I-J-K}{G}\right)$ 円	5,119	3,320	7,771	2,268	1,908

## (2) 社会教育関係事業別予算

(単位：千円)

事業名	平成21年度当初予算	平成20年度当初予算	増減額	増減%
一般会計	22,077,000	21,484,000	593,000	2.8
教育費	2,721,011	2,316,145	404,866	17.5
社会教育関係費	756,952	642,413	114,539	17.8
社会教育費	435,247	448,997	13,750	3.1
社会教育総務費	255,714	268,739	13,025	4.8
人件費	204,842	230,691	25,849	11.2
一般事務費	1,276	1,160	116	10.0
社会教育委員関係費	558	668	110	16.5
学校開放	3,566	3,749	183	4.9
こどもかけこみ110番	385	210	175	83.3
青少年育成事業補助金	100	100	0	0.0
文化財専門委員関係費	166	166	0	0.0
文化財保護関係費	1,127	1,098	29	2.6
埋蔵文化財保護関係費	1,620	1,621	1	0.1
郷土芸能保存会補助	300	300	0	0.0
古民家園指定管理業務費	11,532	7,587	3,945	52.0
古民家復元	29,430	20,550	8,880	43.2
地域交流図書室やさきやま 文庫読書推進事業	212	239	27	11.3
子ども科学体験事業	600	600	0	0.0
博物館振興費	0	234	234	皆減
博物館建設基金	0	234	234	皆減
市民センター費	37,393	39,787	2,394	6.0
市民センター管理費	37,393	39,787	2,394	6.0
公民館費	79,576	79,607	31	0.0
西河原公民館管理費	37,721	38,939	1,218	3.1
公民館運営費	24,735	23,403	1,332	0.0
青少年事業	1,726	1,737	11	0.6
チャレンジ青年学級	1,864	1,864	0	0.0
成人学習事業	733	496	237	47.8
女性セミナー	902	902	0	0.0
学習グループ保育	709	709	0	0.0
国際交流事業	300	300	0	0.0
市民劇場	1,301	1,164	137	11.8
公民館交流事業	250	280	30	10.7
図書室	7,860	7,978	118	1.5
高齢者学習事業	0	336	336	皆減
こまえ市民大学	895	895	0	0.0
情報学習事業	580	604	24	4.0

## (2) 社会教育関係事業別予算

(単位：千円)

図 書 館 費	62,564	60,630	1,934	3.2
中央図書館運営費	57,616	56,128	1,488	2.7
図書館協議会委員関係費	368	123	245	199.2
読 書 推 進	495	400	95	23.8
ホームページ運営費	2,263	2,263	0	0.0
ブックスタート事業	640	668	28	4.2
親子読書推進事業	1,182	996	186	18.7
図書館建設基金費	0	52	52	皆減
保 健 体 育 費	321,705	193,416	128,289	66.3
保健体育総務費	10,776	21,245	10,469	49.3
一 般 事 務 費	1,220	3,621	2,401	66.3
体育指導委員関係費	2,848	2,117	731	34.5
市民健康レクリエーション	0	8,659	8,659	皆減
少年少女スポーツ振興	2,404	3,220	816	25.3
市民スポーツ大会関係費	2,641	2,641	0	0.0
スポーツ振興審議会委員関係費	466	31	435	1403.2
総合型地域スポーツクラブ	478	956	478	50.0
国民体育大会関係費	70	0	70	皆増
子どもスポーツ体験事業	649	0	649	皆増
体 育 施 設 費	310,929	172,171	138,758	80.6
体育施設維持管理費	4,593	80,279	75,686	94.3
市民総合体育館大規模改修	206,795	41,132	165,663	402.8
体育施設指定管理業務費	99,541	6,828	92,713	1357.8
体育施設改修工事	0	43,932	43,932	皆減

## 社会教育課（社会教育関係）の事業

### 1 社会教育係の事業

#### （１） 事業方針

##### 社会教育の奨励・援助

市民の学習、交流、集い等の活動をより豊かにするため、また社会教育のより一層の振興を目指すため、社会教育活動の奨励、援助に努めます。

##### 各種社会教育活動への諸条件整備

市民の自主的な社会教育活動への参加に対し、施設整備、内容の充実等に向け、関係各機関との総合的な調整を図るなど、市民の社会教育活動充実への諸条件の整備に努め、教育目標達成を図ります。

#### （２） 社会教育委員

社会教育法第15条及び狛江市社会教育委員の設置に関する条例第1条に基づき、狛江市教育委員会が8名の委員(定数10名以内)に平成21年度から2年の任期で委嘱をしています。なお、8名のうち2名の委員を一般公募しました。

社会教育委員には、社会教育に関する諸計画の立案と教育委員会の諮問に応じて意見を述べることにより、教育委員会に助言を行うなどの職務があります。

( 3 ) 事業内容

事業名	内 容	対 象	期 日
青少年育成事業補助金	市内の青少年の育成が主たる目的の団体で、「狛江市青少年育成事業補助金交付要綱」に基づき交付されるもので、市内全域の青少年が参加の機会を有する連合組織に対して、活動援助の一部を補助する。	青少年育成の連合組織	6月申請 8月交付予定
教育委員会名義の「後援」や「共催」について	社会教育活動のために事業を開催する時、団体からの申請を受けて教育委員会が「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱」に基づき、後援や共催の名義使用を認めるものです。	社会教育関係団体	年間随時 受付
情報提供と相談	社会教育に関する資料やデータ等の提供、社会教育活動の団体紹介など、市民向けに参加奨励を図ると共に、活動者の悩みなどの相談に応じます。	社会教育関係団体 一般市民	年間随時 受付
「狛江の社会教育」の発行	社会教育課、公民館、図書館それぞれの当該年度の事業をまとめ、関係資料を掲載します。	社会教育関係委員 関係機関	年 1 回発行
社会教育関係委員代表者連絡協議会	社会教育関係の各委員会が、機能的な活動を展開するために相互理解と連絡調整を目的として開催します。	関係各委員会	年 4 回以内
学校施設の開放	社会教育活動の利用に供するため、学校教育上支障のない範囲で校庭・体育館等を開放します。 ( 一小・和泉小特別教室、一中和室含む )	社会教育関係 団体	年 間
学校図書室の地域開放	学校完全週 5 日制の実施に基づく、土曜日の有効活用及び子どもたちや地域の人々が図書に親しむ機会の充実。	小学生 狛江市民	年 9 回予定 第三小学校
遊び場開放 地域交流	子どもたちが、自由にのびのびと遊べるように、小学校の校庭や体育館を「子どもの遊び場」として提供します。 また、地域の交流を図るためのイベントなど行います。	小学生	小 学 校 ごと に 指 定
こども かけこみ 110番	狛江市立学校 P T A 連合会の実施に対して補助を行うほか、登録者に被害が及んだ時に見舞金を支給します。	こどもかけこみ 110番設置協 力者	年 間
科学体験塾	科学実験教室 科学工作教室	小学生	8月8日 8月9日

## 2 文化財担当の事業

### (1) 事業方針

文化財の調査を行い、その所在の確認及び記録の作成を行います。  
 文化財保護思想の普及につとめます。  
 文化財の保存につとめます。  
 埋蔵文化財の保護につとめます。  
 博物館建設に向けて、基礎資料の収集・調査・研究を行います。  
 狛江市立古民家園の管理を行います。  
 狛江市立古民家園の環境整備を図ります。

### (2) 文化財専門委員

文化財専門委員は、市内に所在する文化財の保存及び活用に関し、常に調査・研究をするとともに、狛江市教育委員会の求めに応じ、狛江市文化財の指定及び解除等重要事項を審議し、諮問に答えることを任務としています。

委員の定数10名以内。任期 2年（平成21年4月1日～平成23年3月31日）

### (3) 事業内容

事業名	内 容	対 象	期 日
文化財の調査	(1) 各種調査		年 間
	(2) 文化財調査報告書第25集の刊行		3 月
文化財保護思想の普及	(1) 遺跡展の開催		11 月
	(2) 情報提供と相談		年 間
文化財の保存	(1) 兜塚古墳等の保護管理 市有地である兜塚古墳（都指定史跡）と亀塚古墳等、教育発祥の地周辺樹木の維持管理		年 間
	(2) 市技芸(郷土芸能保存団体)管理等補助金の交付		
	(3) 資料の収集		
	(4) 文化財の指定等		
埋蔵文化財の保護	(1) 市内遺跡の調査 市内には、現在68ヶ所の遺跡が周知されており、遺跡の遺構有無確認調査（試掘）等を実施します。		年 間
	(2) 事前協議 文化財保護法に基づく土木工事等の届出等に対応し、その取扱いについて事業者との事前協議を行います。 また、遺跡の所在状況の照会にも応じています。		
	(3) 金属製品保存処理 発掘調査により出土した鉄製品等の保存処理を行います。		
博物館振興	博物館に関する情報収集等を行います。		年 間
古民家園の管理	(1) 狛江市立古民家園（愛称、むいから民家園）の指定管理者に狛江市立古民家園運営市民協議会を指定し、古民家園の活用を図ります。		年 間
	(2) 主屋の茅葺屋根等の修繕を行います。		
古民家園の環境整備	長屋門復元工事（22年1月竣工予定）		年 間

(4) 平成20年度発掘調査一覧

年度	遺跡名	調査地番	調査担当者	調査期間	調査面積	時期	発見遺構等
20	三長東遺跡	東野川4-7	市教委	平20.6.4	30.8㎡	不明	溝1(試掘)
	小足立前原東遺跡	西野川2-33	市教委	平20.7.22~23	110㎡	古代	住居跡3、土坑2(試掘)
	小足立前原東遺跡	西野川2-33	民間調査組織	平20.9.1~30	450㎡	平安	住居跡3、土坑3、不明遺構1
	弁財天池遺跡	元和泉1-5	市教委	平20.9.3~5	332㎡	縄文・古墳~平安	住居跡14、土坑8、集石1、溝1(試掘)
	小足立中村南遺跡	東野川2-6	市教委	平20.9.11	110㎡	縄文、平安、近世	住居跡1、土坑10、溝1(試掘)
	松原遺跡	中和泉2-11	市教委	平20.9.18	54㎡		なし(試掘)
	箕和田・北久保遺跡	西野川2-27	市教委	平20.10.30	129㎡	平安	住居跡3、柱穴列1、溝1(試掘)
	小足立中村南遺跡	東野川2-6	民間調査組織	平20.11.10~12.5	100㎡	古墳~平安	住居跡3、土坑3、ピット39等
	箕和田・北久保遺跡	西野川2-27	民間調査組織	平20.11.25~12.26	333㎡	平安、近世	住居跡3、溝1、土坑、ピット等
	弁財天池遺跡	元和泉1-5	民間調査組織	平21.1.5~3.31	56㎡	縄文、古墳~平安	住居跡26、集石7、土坑2、陥穴2、溝3等
田中・寺前遺跡	元和泉1-16	市教委	平21.3.4~17	50㎡	近世	民家地下痕跡	

(5) 埋蔵文化財年度別発掘調査件数及び発掘届出等文書処理件数 (単位、件)

種別	年度	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		発掘調査	7	8	5	9	13	13	11	14	14	14	14	11	16	9	10	14	15	14	12	14	12	10	10	11
本調査								3	5	5	5	5	4	2	2	5	2	5	2	2	3	0	2	3	4	
確認調査								11	9	9	9	6	12	7	8	9	13	9	10	12	9	10	8	8	7	
立会	1		1		2	5	7	5	7	4	3	5	13	8	14	25	25	15	21	28	33	24	32	27	44	
届出等文書	13	13	10	16	27	30	16	29	33	40	26	35	34	25	34	48	37	37	33	43	58	47	49	47	64	
工事の届出・通知	文書等	93条	4	4	5	10	11	6	11	15	12	7	18	16	12	21	34	34	26	31	40	46	39	40	37	51
	94条	2		1	2	3	6		6	2	4	3	1	3	1	4	2	1	4	0	1	5	0	2	0	2
指示	事前調査										10	7	10	10	4	8	8	12	10	10	11	10	9	9	5	7
	立会										6	3	9	9	9	17	28	23	17	21	30	41	30	33	32	46
発見の届出・通知	96条							1					1			1										
	97条	1																					1	1		
発掘調査の届出・通知	92条	1			1						1		2	1					2		1	2	1	1	3	4
	98条 (旧98条の2)	6	7	5	8	12	12	6	12	13	14	12	10	10	2	2	5									
認定	1				2	1	3		3	5	4	3	4	1	2	6	2	5	2	1	5	6	5	7	7	
譲与	2	2									4				9	4	1									
照会	3	20	26	30	59	104	89	156	158	198	222	366	376	391	384	503	493	552	587	641	716	712	837	814	808	

平成8年11月から事前の試掘・確認調査の場合、法第98条の2に基づく通知は要しないことになった。  
平成12年度から法第58条の2による発掘調査の場合、東京都教育委員会への通知は要しないことになった。

## 公民館の事業

### 1 狛江市公民館基本方針

公民館は、人と人とを結ぶ役割をにないつつ、さらに地域住民の生活課題への取り組みを中心とした学習や文化・レクリエーション活動に対し、施設設備の提供や相談、学習機会や資料の提供をとおして、生活に根ざした活動を進めます。

### 2 公民館運営審議会

公民館には、社会教育法第29条により「公民館運営審議会」が設置されています。公民館が地域において民主的に運営されるための民意反映機関として、館長の諮問に応じ、公民館の各種事業の企画実施について調査審議しています。各分野から選出された9名の委員が2年の任期で、研修を含め公民館のあり方について論議を重ねています。

### 3 事業方針

- (1) 快適な学習施設として環境を整え、市民の利用に供します。
- (2) 社会教育に関する資料や情報の収集・提供をとおし、市民ニーズを反映した公民館の運営に努めます。
- (3) 市民の自主的な学習・文化活動等、グループの育成・援助に努めます。
- (4) 市民の学習活動の充実をめざし、施設設備及び諸機能の有効活用をはかります。
- (5) 公民館活動への契機および学習や活動を発展させる機会として、主催講座や各種事業を実施します。
- (6) 教育機関相互の連携・協力および関係行政との連携をはかり、事業を円滑にすすめます。

### 4 事業内容

[ 館 ] 西 = 西河原公民館 中 = 中央公民館

事業名	館	内 容	対 象	期 日
施設設備の整備・充実		施設の快適性と安全性を維持するために、定期的に保守・点検を行い、利用に供します。 利用者相互の協力や館との連絡調整を図りながら、施設の改善、有効利用をすすめます。 自由な語らいと交流の場としてロビーを開放しています。	市 民	年 間
自主グループの育成・援助・交流		利用団体の交流や公民館との連絡調整を図るために「利用者懇談会」を開催します。 求めに応じて助言・指導にあたるなど学習上の援助を行います。 活動のために必要な印刷やコピーのサービスをします。 団体活動室には、団体の資料等を置く棚を設置し、また簡単な打合せや作業のためのテーブルがあります。	利用団体	年 間
ホール運営	西	ホールの運営については、利用者との事前打合せ等、連絡調整を密にして円滑に進むよう努めます。	西河原公民館 ホール利用団体	年 間
展示ギャラリー	西	芸術文化関係団体等の作品展や活動発表等、市民のギャラリーとして利用に供します。	市 民	年 間
展示ショーケース	中	芸術文化関係団体等の作品の展示スペースとして利用に供します。	市 民	年 間

事業名	館	内 容	対 象	期 日	
図書室資料の収集と分類及び整理	西河原公民館	図書 34,086冊 雑誌 42誌 新聞 4紙 ビデオテープ 544本 レーザーディスク 54枚 デジタルビデオディスク 84枚 コンパクトディスク 1,088枚 カセットテープ 144本	市 民	年 間	
図書の貸し出し及び館内サービス	西河原公民館	図書・ビデオ・CDの個人貸し出しを行っています。(計8点・2週間まで) 図書 8冊2週間 ビデオテープ又はデジタルビデオディスク 1本2週間 カセットテープ 1本2週間 コンパクトディスク 3本2週間 館内での利用や読書のために 閲覧席 45席 AV席 9席	市 民	年 間 [開 室] 午前10時～午後5時 (木曜日) 午後7時	
予約サービス	書室	市内図書館・室間の相互貸借などによる資料の提供を行います。	市 民	年 間	
図書室事業	書室	「西河原BOOKだより」 新着情報月1回、テーマ別随時 ワゴンコーナー特設(資料展示)	市 民	年 間	
		=おはなし会= 子どもたちが本に親しみ、楽しさを味わえるように援助します。	幼 児・小学 低 学 年 生 と 保 護 者	年 間 毎週木曜日 午後	
学習グループ保育	中	育児期の女性がグループで学習活動を行なうために保育を行う。	親と子	年 間 夏、冬休み	
いきいき子育てルーム	西	乳幼児とその保護者にゆったりとした交流の場を提供します。	乳幼児と保護者	年 間 金曜日(第5週を除く) 午前	
青少年事業	子どもの広場	中	学校、学年を越えた仲間づくりと、物を作り遊ぶ楽しみや指導者との触れ合いの広場です。	小学1～2年生コース・3～6年生コース各20人	5月～3月 水曜日午後15回程度
	野外サークル	中	野外活動をとおして自主性、協調性を身につけ、仲間づくりを進めます。	小学4年生～中学生30人	4月～3月 第2土曜日 又は日曜日
	少年少女体験教室	西	子どもたちの学校外でのさまざまな体験の広場です。	小・中学生20人	8月～12月 午前・午後
	どろんこ農園	西	農業体験と食育(調理実習)を1年間かけて実施します。	小学3年生～中学生20人	4月～3月 日曜日
	青年教室	中	青年自身による主体的な活動を行うなかで、仲間づくりを進め、青年の成長・発達を図ります。	青年男女20人	5月～3月 木曜日 夜間

事業名	館	内 容	対 象	期 日	
チャレンジ学級	西河原公民館	障がいのある青年たちが仲間とつどい、学び、遊び、暮らしを広げ、豊かにしていく力を育てます。 全体活動(スポーツ)、アラカルト活動(要求に応じて)、音楽活動(ガチャパン)の平常活動の他、キャンプや合宿、スキーなどにも取り組みます。	障がいのある青年男女 30人	5月～3月 第1、3日曜日 午前・午後	
女性セミナー	女性セミナー	西	児童・思春期の子どもたちがすやかにたくましく育てて欲しいと願う親たちが共に学びあいます。	女性24人	11月～12月 木曜日 午前
	女性セミナー	中	母も子も仲間とともに人間らしい成長を求めて、母は講座で学び、子どもは保育室で過ごします。	女性15人 (保育あり)	6月～11月 水曜日 午前
	女性問題学習	中	男も女もより人間らしく健全に生きていくために、暮らしを幾つかの視点で見つめ直します。	成 人	10月～11月 4回 金曜日午前
	保育室学習会	中	子どもにとってという視点で、よりよい運営について考えあい、あずけることをおとなの学びにします。	子ども室利用者 保育者 市 民	5月～3月 月1回 土曜日午前
成人学習事業	市民講座	西	社会(時事)的、文化的な今日的テーマを取り上げ、暮らしを見つめる学習を進めます。	市 民 20人	9月～3月
	西河原カレッジ	西	高齢期の悩みや関心ごとなどについて、学習や市民交流の活動を進めます。	成 人	9月～12月 午前
	市民ゼミナール	中央公民館	生活・文化・現代にかかわるテーマで継続的に学ぶ講座を進めます。	成 人	9月～12月
	市民教養講座 趣味実用講座	中央公民館	だれもが興味を持って楽しく参加できる講座を進めます。	成 人	9月～12月
国際交流事業 「日本語教室」	西	識字学習を中心に、日常会話や生活文化を学びつつ、市民や外国の方々との交流の場とします。 館外特別活動やイベント参加にも取り組みます。	外国人 50人	4月～3月 毎週土曜日 夜間	
こまえ市民大学	西	運営委員会の企画・運営により、市民による市民のための大学を創造します。	市 民	年 間 土曜日午後	
市民劇場	西河原映画会	西	映画の楽しさを伝え、潤いと感動を届けます。	市 民 202人	4月～3月 第2土曜日
	西河原クリスマスコンサート	西	市民による市民のためのファミリーコンサートです。	市 民 202人	12月19日(土) 午後
	舞台ワークショップ		舞台芸術のワークショップ	市 民	
	文化のつどい	中	K A P A 合同公演	市 民	12月
	視聴覚 ライブラリー	西	16ミリ発声映写機、フィルム	市 民	年 間
	西	16ミリ発声映写機検定	市内映写機	5月19日	

事業名		館	内容	対象	期日
公民館交流事業	第21回いべんと西河原	西	公民館活動のつどいと利用者同士及び市民との交流の場として、実行委員会を組織して展開します。	利用団体 市 民	2月27日・28日・3月6日 7日の土・日
	第25回中央公民館のつどい	中			3月3日(水) ～7日(日)
公民館だより			公民館活動が地域に根付くような交流と情報提供の広場とします。	市 民	年4回

## 図書館の事業

### 1 事業方針

市立図書館として、市民のあらゆる情報や資料への要求に応じられるサービス体制を図るため、施設の整備と図書館資料の充実を図り、資料の貸出し、読書案内をはじめ読書普及に関する事業を実施します。

### 2 図書館協議会

図書館法第 14 条にもとづき、図書館運営に関する諮問機関として、図書館協議会委員を狛江市教育委員会が任命します。

委員の定数は 10 名以内、現在 8 名（内公募委員 2 名）任期 2 年（平成 23 年 3 月まで）、図書館協議会委員は、狛江市立図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスについて意見を述べていきます。

### 3 運営方針

（１） 市民要求を踏まえ事業内容の向上及び迅速な対応に努めます。

資料収集・整理の迅速化及び内容の充実に努めます。

市内のネットワーク網（西河原公民館図書室、地域センター図書室）との資料配送の迅速化と効率化を推進します。

ホームページの内容充実に努めます。

リクエストされた資料のうち所蔵が無いものは、他自治体の図書館等から借用して提供します。

図書館協議会の意見を尊重した運営を行います。

都立図書館等の研修制度を活用し、職員の資質向上を図ります。

地域センター図書室等に対し業務のバックアップを行います。

（２） 子どもへのきめ細かなサービスを目指します。

学校、幼稚園、保育園などの各機関・施設・グループとの連携を深めます。

年齢別おはなし会を実施し、きめ細かい児童サービスを推進します。

学校図書館への協力貸出しに努めます。

子ども読書活動推進計画の充実に努めます。

（３） 図書館利用に障がいのある市民へのサービスに努めます。

（４） 図書館利用、読書、調べものについての援助・相談・情報提供を強化します。

カウンターでの案内・相談のほか、電話での問い合わせにも応えます。

図書館報などの刊行物、資料展示、書籍リストなどで情報提供を充実させます。

（５） 図書館運営の基本になる諸規程類を整理し、サービス水準の維持向上のためにスタッフマニュアルを整備し、併せてその情報公開を図ります。

（６） 新中央図書館の建設に向けて準備を進めます。

さまざまな形で市民の意見・要望を聞くことに努めます。

#### 4 事業内容

事業名	内 容	対 象	期 日
図書館資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の調査、研究、教養、レクリエーションに役立つ資料を収集し、蔵書の新陳代謝を図ります。</li> <li>図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館 10,178 冊</li> <li>野川CC 1,602 冊</li> <li>上和泉CC 1,191 冊</li> <li>岩戸CC 1,108 冊</li> <li>南部CC 1,190 冊</li> <li>合 計 15,269 冊</li> </ul> </li> <li>雑誌 144 誌</li> <li>新聞 9 紙</li> </ul>	蔵書管理	年 間
図書館資料の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ資料の分類、書誌データ作成、装備を行います。</li> </ul>	貸出し準備	年 間
行政資料、郷土資料の収集と利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料、郷土資料の収集に努め、コーナー化を図り、利用に供します。</li> </ul>	市 民	年 間
図書館資料の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所蔵資料の個人貸出しを行います。</li> <li>・一人8冊まで2週間の貸出しを行います。</li> </ul>	市 民	年 間
団体貸出しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、保育園、読書会などの団体に対して1団体200冊、2か月間の貸出しを行います。</li> </ul>	団 体	年 間
予約サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内図書室との相互貸借のほか、都立図書館、近隣市町村立図書館、国立国会図書館などとの図書館間協力を通して、要求に応えます。</li> <li>・インターネット及び利用者端末での予約を受付します。</li> </ul>	市 民	年 間
読書案内、参考調査の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の読書に関する調査、相談に応じます。</li> <li>・来館者サービスのほか、電話・文書等による問い合わせにも対応します。</li> </ul>	市 民	年 間
複写サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出室と事務室にコピー機を設置して所蔵資料の複写サービスを行います。</li> </ul>	市 民	年 間
障がい者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音テープ図書、点字図書、大活字本など障がい者用資料の収集と提供に努めます。</li> <li>・対面朗読サービスを行います。</li> <li>・来館が困難な利用者に対し資料の配達サービスを行います。</li> </ul>	市 民	年 間
児童サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会、読書案内、調べものの援助、図書館見学や職場体験の受け入れなどを行います。</li> </ul>	児 童	年 間
事業名	内 容	対 象	期 日
広 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館報「図書館だより」を発行します。</li> <li>・図書館に関する広報・公聴を行います。</li> </ul>	市 民	年 間
読書団体との協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書会、その他読書団体との協力を図ります。</li> </ul>	協力団体	年 間

他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西河原公民館図書室・地域センター図書室との連携に努めます。</li> <li>・学校、保育園などとの情報交換・連携に努めます。</li> <li>・都立図書館などとの相互貸借を図ります。</li> <li>・調布市立図書館及び川崎市立図書館との相互協力を図ります。</li> <li>・中央図書館と学校図書館及び学校間同士が連携し、資料を貸借するための物流システムの運用強化に努めます。</li> </ul>	協力機関	年間
---------	--	------	----

## 5 読書普及事業

事業名	内容	対象	期日
読書普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生以下向けの「このほんしってる?」と中高生向けの「Books for You」</li> <li>0歳～3歳児向き「おつむてんてん」を発行します。</li> <li>成人・児童向けに随時資料展示を行い、ブックリストを作成します。</li> </ul>	一般児童	年間
児童のつどい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもおはなし会</li> <li>・親子で楽しむおはなし会</li> <li>・特別おはなし会(夏・冬)</li> </ul>	保護者児童	年間 7月 12月
ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児向け絵本を手渡し、使い方を説明することにより、子どもとのよい関係が築けるよう提案します。</li> </ul>	赤ちゃん と保護者	月1回
親子読書推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から「多摩・島しょ子ども体験塾助成制度」を受けて、これまでの内容をレベルアップした、子ども向け事業を4か年計画で実施します。</li> <li>図書館探検隊(シールラリー・子ども1日図書館員)</li> <li>科学あそび</li> <li>子どもと本の講座</li> </ul>	子どもと 保護者	年間
学校図書館活用推進事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が取り組む学校図書館の活用推進に関する事業に、主管課と連携協力し、図書館の専門知識と技術を提供しています。</li> </ul>	学校図書館	年間

## 社会教育課（社会体育関係）の事業

### 1 市民スポーツ・レクリエーション活動の目標

市民相互のコミュニケーションと連帯感を深め、心身共に健康で豊かな市民生活の創造をめざす生涯スポーツを推進する。

### 2 推進のための施策

- (1) 各種スポーツ・レクリエーション活動の事業の充実と水準の向上
- (2) スポーツ・レクリエーション活動グループの育成と推進体制の確立
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の情報提供・相談の推進と充実
- (4) スポーツ・レクリエーション活動における安全の確保
- (5) 各種スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用
- (6) 公共スポーツ・レクリエーション活動施設の整備と活用
- (7) 民間スポーツ・レクリエーション活動施設との連携

### 3 スポーツ振興審議会

狛江市のスポーツ振興審議会委員は、スポーツ振興法に基づき委嘱されます。

教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査、審議し、答申する機関です。

委員の定数は10名以内、現在8名（内公募委員2名）、任期2年（平成21年4月～平成23年3月まで）、審議会の事務は教育委員会社会教育課が行う。

### 4 体育指導委員

狛江市の体育指導委員はスポーツ振興法に基づき委嘱されます。

委員の定数は20名以内、現在12名、任期2年（平成21年4月～平成23年3月まで）、教育委員会社会教育課が行う各種スポーツ・レクリエーション活動事業の運営者としての活動や、事業の企画・立案に参画するなど、市民と行政との連携を密にしながら各種の事業の円滑な運営を図り、市民スポーツ・レクリエーション活動の推進者となっています。

委員の研修や他市との連携を強化するため、東京都体育指導委員連絡協議会の活動もしています。

## 5 少年スポーツ振興

### 青少年スポーツ教室

小・中学生及び高校生の健全育成とスポーツ活動の推進を図る目的で、3種目のクラブ活動事業を行います。特に市内の青少年の交流を深め、仲間づくりとスポーツを通じた地域の連帯を図ります。各教室の自発性、主体性を尊重する活動の促進を図ります。

事業名	内容	対象	会場	期日
1 キンボール・ドッチビー	定例練習 日曜日 午前9時～ 午前11時15分	小学4年生～ 6年生 (30名)	西和泉体育館	前期 6月～7月 8回 後期 10月～11月 6回
2 バドミントン	定例練習 土曜日 午前9時～ 11時15分	小学4年生～ 6年生 (30名)	西和泉体育館	年間20回
3 キンボール	定例練習 日曜日 午前9時～ 午前11時15分	中学生	西和泉体育館	9月～10月 3回

## 6 各種大会

青少年の健全な育成を目的として、スポーツ大会を通して、ルール、マナーを学び、日頃の体力づくりやチームプレーの練習の成果を発表し仲間の交流の場とします。

事業名	内容	対象	会場	期日
1 少年野球大会	市内の各クラブ、チームの参加で毎年25チーム程度の大会となります。	低学年の部 小学3・ 4年生  高学年の部 小学5・ 6年生	市民グラウンド 及び 小・中学校校庭	8月抽選会 9～10月 大会 7日間 (日曜日)
2 少年少女 サッカー大会	市内の各クラブ、チームの参加で毎年25チーム程度の大会となります。	1部 小学3・ 4年生 2部 小学5・ 6年生	市民グラウンド	1月抽選会 1～3月大会 8日間 (日曜日)

3 少年少女 綱引き大会	市内の小学生を対象に、毎年20チーム程度参加の大会になります。	1部 小学3～6年生 2部 小学3・4年生	市民総合 体育館	11月抽選会 11月29日 (日曜日) 1日のみ
--------------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------	-----------------------------------

## 7 市民健康レクリエーション

日頃、仕事や家事で、スポーツやレクリエーション活動に参加の困難な勤労者や主婦を対象に活動に参加する機会と場を提供し、「健康対策」・「仲間づくり」・「技術向上」を図り自主クラブとなるよう育成します。

事業名	内容	対象	会場	期日
中高年 スポーツ教室	日頃、運動する機会の少ない市民や運動不足を感じている市民に運動の機会を提供し、健康維持の習慣を身に付けてもらうことを目的とします。	20歳～ 60歳	西和泉体育館	前期：バドミントン 5月～7月 10回
		60歳～		後期：ラージボール卓球 10月～12月 (10回)
障がい者 スポーツ教室	障がい者に対し、可能な範囲でスポーツに親しむ機会を提供します。	障がい者	市民総合体育館	未定 (1回)
市民スポーツデー	新体力テストの実施やスポーツ活動のきっかけづくりとして、施設開放も含め実施します。	市民	市民総合体育館	10月17日 (1回)

## 8 市民プール事業

市民プール事業として、プール開放事業各種水泳大会等の開催や市民利用に供し、夏のレクリエーション活動や体力づくりを図ります。

事業名	内容	対象	会場	期日
開放事業	市民だれでも楽しめるよう開放します。	市民	市民プール	7月15日 ～ 8月31日

9 社会体育団体への奨励、援助

事業名	内容	対象	会場	期日
名義使用等 後援・共催	社会体育関係団体等に対して事業内容がスポーツ・レクリエーション活動の向上、普及や市民相互の交流等の、公益性のあるものに、名義の使用が適切な場合、社会体育活動の奨励、振興のため、その事業に対して、名義使用の申請に基づき許可しています。	社会体育団体		年間 随時
団体等への情報 提供と相談	社会教育団体等への資料データ等社会体育活動に必要な情報を提供すると共に社会体育団体等の悩み・ケースに応じた資料の紹介や相談業務を行っています。	社会体育団体 市民	社会教育課	年間 随時

10 社会体育施設関係事業

(1) 屋内施設

狛江市体育施設条例に基づき、市民の体育・スポーツ及びレクリエーションその他社会体育の振興策として、体育施設の提供を行います。貸切使用は、市内団体が希望日の前々月の1日から10日からロビー端末、インターネットで申し込み11日に抽選。随時申し込みは前々月の12日からロビー端末、インターネットで受け付け、市外団体は前月の初日からロビー端末、インターネットで受け付けしています。個人使用は、使用当日に直接来館します。

平成21年4月より体育施設の管理運営は指定管理者が行っています。

施設名	内容
市民総合体育館 住所 和泉本町3-25-1 電話 3430-1141	第1体育室(1,262㎡) バレーボール・バドミントン等 第2体育室(345㎡) バスケットボール・卓球等 第3体育室(173㎡) エアロビクス・軽体操等 第1格技室(195㎡) 剣道・空手等 第2格技室(98畳) 柔道・合気道等 ランニング走路(150m) ランニング・ウォーキング トレーニング室(150㎡) スタジオ(105㎡) 各種スポーツ教室を実施 その他に会議室・和室もあり、いろいろな屋内スポーツ会議などに利用できます。 貸出 2時間15分単位 午前9時～午後9時 (有料)

西和泉体育館 住所 西和泉 1 - 16 - 1 電話 0424 - 83 - 4940	バレーボール、バドミントン、卓球等に利用できます。 貸出 午前 9 時 ~ 午後 9 時 2 時間15分単位 (有料)
--	---

(2) 屋外施設

狛江市体育施設条例に基づき、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興策として、屋外施設の提供を行います。そのための諸条件の整備や利用者(団体・個人)との連携を図ります。

テニスコート及びグラウンド利用の市内団体の一般貸出は希望日の前々月の1日から10日にロビー端末、インターネットで申し込み11日に抽選。随時申し込みは前々月の12日からロビー端末、インターネットで受け付けています。市外団体は希望日の前月の初日からロビー端末、インターネットで受け付けています。(市民プールを除く)

平成21年4月より体育施設の管理運営は指定管理者が行っています。

施設名	内容
市民グラウンド 住所 和泉本町 2 - 15 - 2	軟式野球場1面(ソフトボール、サッカー、ゲートボール可) 管理棟(便所、更衣室、倉庫) 貸出 2時間単位 4月~8月 午前6時~午後6時 (有料) 9月、3月 午前6時~午後5時 10月~2月 午前6時~午後4時 貸出用具(ベース、石灰、ラインカー)
多摩川緑地公園グラウンド 住所 猪方 4 - 1	野球場2面(軟式野球、ソフトボール等) 水道 貸出 3時間単位 午前6時~午後6時 無料
元和泉市民テニスコート 住所 元和泉 2 - 8 - 1 電話 3488 - 3821	硬式・軟式兼用コート4面(人工芝砂入) スリーオンスリーコート1面 管理棟(便所、更衣室) 貸出 2時間単位 9月 午前10時~午後5時 (有料) 4月~8月 午前10時~午後6時 10月~3月 午前10時~午後4時
東野川市民テニスコート 住所 東野川 3 - 14 - 10 電話 3480 - 8863	硬式用コート3面(人工芝砂入) 管理棟(便所、更衣室) 貸出 2時間単位 午前10時~午後4時(有料)
市民プール 住所 和泉本町 3 - 25 - 1 電話 3430 - 1141	変形50mプール、幼児用プール 管理棟〔券発売所、更衣室(ロッカー)、管理施設〕 貸出 午前9時30分~午後5時30分 (木曜日は5時まで)(有料) 期間 7月15日 ~ 8月31日
西和泉グラウンド 住所 西和泉 1 - 16 - 1 電話 0424 - 83 - 4940	グラウンド1面(大人の軟式野球、大人と子供の硬式野球以外のスポーツに利用できません。) 貸出 2時間単位 (有料) 4月~8月 午前9時~午後6時 9月、3月 午前9時~午後5時 10月~2月 午前9時~午後4時 貸出用具(ベース・石灰・ラインカー)

登録番号(刊行物番号)

H21-8

平成21年度  
狛江の社会教育

発行年月日 平成21年8月1日

編集・発行 狛江市教育委員会

狛江市和泉本町一丁目1番5号

03-3430-1111(代表)

印刷 庁内印刷